

制限付一般競争入札の実施について

公用車の売払いを制限付一般競争入札により実施するので、次のとおり公告します。

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理 事 長 石 井 裕

1 入札に付する事項

- (1) 売 払 物 件 消防自動車
- (2) 数 量 1台
- (3) 物 件 の 概 要 車名：いすゞ  
車台番号：FRR32D1-3001788  
型式：U-FRR32D1V改  
※詳細は別添売却車両の概要のとおり
- (4) 引 渡 期 限 平成30年6月20日まで
- (5) 引 渡 場 所 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
- (6) 最 低 売 却 価 格 200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本組合の構成市町である、館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町に住所又は本店事業所を有する者。
- (2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法の再生手続開始の申立をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (4) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であること。法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員でない者であること。

- (5) 当該物件を暴力団員の事務所その他これに類するものの用に供しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体若しくは構成員となっていない者。
- (7) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。

### 3 入札参加資格申請書の配布及び提出等

本入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加資格申請書（以下「参加資格申請書」という。）を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合ホームページ（以下「組合HP」という。）からダウンロードして使用することとし、入札参加資格審査に必要な書類を添付すること。（費用については、申請者の負担とする。）

\*組合HPアドレス (<http://www.awakouiki.jp>)

- (1) 提出期間 平成30年4月19日（木）～平成30年5月2日（水）  
（土・日曜日、祝祭日を除く）
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出方法 参加申請書及び添付書類を持参。（押印後のもの）
- (4) 提出先 館山市北条686番地1  
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課  
電話 0470（22）2902 FAX 0470（22）6562

#### (5) 参加資格申請書添付書類

##### ア 法人の場合

- (ア) 法務局発行の印鑑証明（代表者印）
- (イ) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (ウ) 直近の市町村税の完納を証する書類
- (エ) 直近の法人税、消費税及び地方消費税の完納を証する書類  
（納税証明書）
- (オ) 誓約書（組合HPよりダウンロード、指定様式）
- (カ) 委任状（組合HPよりダウンロード、指定様式）※委任の場合のみ
- (キ) 保管依頼書

##### イ 個人の場合

- (ア) 構成市町発行の印鑑登録証明書（申請者）
- (イ) 市町村が発行する身元証明書
- (ウ) 直近の市町村税の完納を証する書類
- (エ) 直近の所得税、消費税及び地方消費税の完納を証する書類  
（納税証明書）
- (オ) 誓約書（組合HPよりダウンロード、指定様式）
- (カ) 委任状（組合HPよりダウンロード、指定様式）※委任の場合のみ
- (キ) 保管依頼書

### 4 参加資格の審査結果の通知

参加資格申請書を提出した者に、平成30年5月11日（金）までにファクシミリにて通知する。

ただし、本通知後に入札を辞退する者は、入札日前日の午後5時までに郵送(必着)又は持参により、入札辞退届を提出しなければならない。なお、様式については、組合HP(<http://www.awakouiki.jp>)からダウンロードして使用すること。

## 5 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 平成30年5月18日(金)午前10時00分から
- (2) 入札場所 館山市北条420番地の4  
館山市地域メディアセンター2階会議室

## 6 自動車台帳等の入手及び入手期間

自動車台帳等は、組合HP(<http://www.awakouiki.jp>)に掲載する。

- (1) 入手方法 ダウンロードして入手するものとする。
- (2) 入手期間 公告日から平成30年5月8日(火)まで

## 7 自動車台帳等に対する質問

自動車台帳等の内容に疑義があるときは、ファクシミリにて提出すること(様式任意)。

※電話による入札車両に関する質問は、受付しない。

なお、質問がない場合の連絡は必要としない。

- (1) 提出期限 平成30年5月8日(火)正午まで
- (2) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課  
電話 0470(22)2902 FAX 0470(22)6562
- (3) 回答 平成30年5月10日(木)正午までにファクシミリにて行う。

## 8 売却車両の公開

売却車両の公開は次のとおり行う。

- (1) 期間 平成30年4月19日から平成30年5月8日まで  
(土・日・祝祭日を除く)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 場所 館山市北条686番地1  
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
- (4) 車両確認の申込み  
車両を確認する際には、必ず事前に消防本部総務課へ電話で申し込むこと。電話 0470(22)2902
- (5) 売却車両を確認しなくても入札には参加できますが、その場合には本売却車両に関する全ての事項を了承されているものとみなします。

## 9 入札書・委任状・誓約書等の様式について

組合HP(<http://www.awakouiki.jp>)に掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。

## 10 落札の決定

- (1) 入札後、直ちに入札参加者立会いのうえ開札を行うものとし、本公告記載の最低売却価格（税込）以上で最も高い金額を提示した者を落札者として決定する。
- (2) 最高額を提示した者が複数となった場合には、くじ方式により落札者を決定することとし、この場合にはくじを辞退することは出来ない。
- (3) くじの方式は、くじ棒によりくじを引く順番を決める予備抽選を行った後、その順番にしたがって本抽選を行うものとする。

## 11 入札保証金 免除

## 12 入札に関する注意事項

- (1) 入札書に記載された金額を落札価格とする。
- (2) 入札金額は税込みで記入すること。なお記入はアラビア数字とする。
- (3) 押印する印は実印（印鑑証明印）とする。
- (4) 入札書の日付は平成30年5月18日とする。
- (5) 入札書は当組合指定の書式を使用するものとする。
- (6) 入札書の金額の加除訂正はできないものとする。
- (7) 代理人が入札に参加する場合は、事前に提出した委任状に基づき、入札者と共に代理人の方の記名・押印を必要とする。
- (8) 入札書は封筒に入れ、表に件名及び入札者の所在地（住所）、業者名（氏名）を記入のうえ、申込時に提出していただいた印鑑登録された実印で封印して下さい。

## 13 入札の執行

- (1) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合においても、入札を実施する。
- (2) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期又は中止することがある。なお、この場合において、入札参加資格を有する者から異議申し立てをすることはできない。

## 14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。または、入札参加資格有り確認された者であっても、確認後、入札参加者に必要な資格を失った場合には、入札参加者に必要な資格のない者として取り扱うものとする。
- (2) 入札書に記名押印がないとき。
- (3) 同一の入札に対して2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札金額及び入札者氏名等入札に関する要件を確認し難いとき。

- (5) 他の入札者の代理をしたとき又は2者以上の代理をしたとき。
- (6) 最低売却価格を下回る価格で入札したとき。
- (7) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札をしたとき。
- (8) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札をしたとき。
- (9) 入札金額を訂正した入札をしたとき。
- (10) 郵便・宅急便等により送付してきた入札。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札。

## 15 契約又は支払い及び引渡し

### (1) 契約

ア 落札者の決定後、7日以内に消防本部総務課において売買契約を締結するものとする。

なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合には、当該落札はその効力を失うものとする。

イ 落札決定後、契約の締結までの間に、落札者が本公告2の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合には、本契約を締結しないものとする。

なお、この場合において組合は、本契約が成立しないことによる補償等を行わないものとする。

ウ 契約締結後に当組合の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、当組合に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできないものとする。

### (2) 支払い

ア 落札者は、売買代金を組合が発行する納入通知書に記載された期限までに全額納付しなければならない。

イ 契約締結後、売買代金の支払いが指定日までに行われなかった場合には、落札物件の引渡しはしないものとする。

### (3) 引渡し

ア 車両に関する変更手続等（名義変更手続、車両登録番号の変更及び車両の運搬等）については、全て落札者の責任において行うものとする。

イ 落札者は、落札物件の名義変更手続前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

ウ 車両は一時抹消登録状態で引き渡すものとし、再登録及び車両の搬送にかかる経費は全て落札者の負担とする。

また、搬送中に事故等が発生した場合において、組合は一切の責任を負わないものとする。

エ 車両の回転灯・サイレン等の装備は、全て撤去して使用するものとする。ただし、緊急自動車として使用する場合は、この限りでない。

- オ 車両に表示された『安房消防』の表記は、全て削除して使用するものとする。
- カ 引渡しを受けた後、速やかに所有権を移転のうえ登録識別情報等通知書の写し又は車検証の写しを速やかに消防本部総務課へ提出するものとする。
- キ 引渡し後の不調・故障及び隠れた瑕疵について、組合は一切の責任を負わないものとする。

(4) 契約保証金  
免除

16 その他

- (1) 入札参加申請に関する説明会及び売却物件の説明会は実施しない。
- (2) 制限付一般競争入札参加資格申請書等のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された制限付一般競争入札参加資格申請書及び添付資料は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (4) 入札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額は、組合HP等で公開するものとし、入札参加者は入札参加の申請書を提出した時点で、当該事項を公開することについて了承したものとする。
- (5) 本入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (6) この公告に記載する事項以外の事項については、地方自治法、地方自治法施行令、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則による。

17 問い合わせ先は次のとおりとする。

< 契約手続き関連 >

安房郡市広域市町村圏事務組合 庶務係  
電話 0470-22-5633（直通）  
所在 〒294-0045 千葉県館山市北条 420-4

< 売却内容等関連 >

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課  
電話 0470-22-2902（直通）  
所在 〒294-0045 千葉県館山市北条 686-1